

コーポレートガバナンスガイドライン

群栄化学工業株式会社

第Ⅰ章 総則

(目的)

第1条 本ガイドラインは、群栄化学工業株式会社（以下「当社」という）が、次に定める「社是」、「理念」実現のため、ステークホルダーと協働して企業価値を向上させ、持続的に発展できるよう、より良い経営を実現することを目的とする。

2. 当社は「G C Iグループ基本理念」を制定し、その中に「G C Iグループステークホルダー方針」「G C Iグループ行動基準」を制定し、当社役職員は行動原則としてこれを実践する。

社 是：「節約・勤勉・合理主義」

理 念：「化学の知識とアイデアでソリューションを提供し、
より豊かな未来社会創りに貢献する」

(コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方)

第2条 G C Iグループは、企業倫理の重要性を認識するとともに、企業価値向上を経営上の最重要課題として位置づけ、その実現のために経営責任の明確化、意思決定の迅速化を図り、企業改革をすすめ、グループ経営戦略を推進する。

第Ⅱ章 組織

(当社の組織体制)

第3条 当社は、取締役会及び監査役会設置会社であり、会議体として取締役会、監査役会及び経営会議を設置する。

(取締役会の役割)

第4条 取締役会は、当社の持続的な成長と長期的な企業価値の向上を目指す。

2. この目的を達成するために取締役会は、当社の経営基本方針、経営計画、資本政策、内部統制システム構築・運用等の経営重要事項を決定し、執行役員に具体的な業務執行を委任する。
3. 取締役会は委任した業務執行事項の執行状況を監督・分析し、必要な対策を立案する。

4. 取締役会は前各号の取組につき子会社においても適切なモニタリングを行い、管掌部署を通して十分な対話を行う。
5. 取締役会は株主との間で建設的な対話を行う。
6. 取締役会は指名・報酬諮問会議からの取締役及び監査役選任に関する提言を受け株主総会の議案を決定する。
7. 取締役会は取締役会の実効性に関して自己評価を行い、次年度に向けた実効性の向上について協議する。
8. 取締役会はサステナビリティに係る環境や社会的な課題の重要性を認識し、G C I グループが果たすべき社会的責任に関し「G C I グループステークホルダー方針」を定め、社会の持続可能な発展とG C I グループの企業価値の向上を目指す。

(取締役会の構成)

第5条 取締役会の人数は定款所定の10名以下とする。

2. 当社は、取締役候補者を決定するに際し当社事業分野の経営に強みを発揮できる人材、及び経営管理に適した人材等のバランスに配慮し、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランスを確保する。
3. 社外取締役候補者は、前項に関わらず企業経営の分野における知識や経験を活かして、当社の取締役及び経営を監督し、的確・適切な意見・助言を行い得る者とする。

(取締役会の運営)

第6条 取締役会は社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換に努める。その実効性を高めるために「取締役会規程」「取締役会運営基準」を制定し事務局はこの規程に沿って議題に関する資料の事前配付等を徹底する。

(取締役会の評価)

第7条 当社の取締役会の実効性の評価は、取締役会にて毎年実施する。

2. 取締役会議長は評価結果に基づき改善策を取締役に於て審議し次年度への対応を実施する。

(経営会議の役割)

第8条 経営会議は、常勤取締役、執行役員及び本部長を持ってこれを構成し、取締役に付議する事項を事前協議し、機動的な意思決定および業務執行を促す。

(指名・報酬諮問会議)

第9条 指名・報酬諮問会議は、代表取締役、社外取締役にて組織する。

2. 指名・報酬諮問会議は、取締役及び監査役候補者の選任ならびに役員報酬体系等に関して自由闊達な意見交換を実施し、その結果を取締役会に提案する。

第Ⅲ章 取締役、監査役

(取締役)

第10条 取締役はその任期を1年とし、毎年株主総会で選任される。

2. 取締役は善管注意義務及び忠実義務を負う。
3. 取締役はその職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、取締役会において説明を求め、互いに積極的に意見を表明して議論を尽し、議決権を行使する。
4. 取締役は取締役会の議題を提案する権利、及び取締役会の招集を求める権利を適時・適切に行使することにより、当社の経営課題の解決を図る。
5. 取締役は株主の信任に応えるべく、その期待される能力を発揮し、十分な時間を費やし、取締役としての職務を執行する。
6. 取締役の選任、就任、退任、服務、報酬、賞与、その他の基本的事項については「役員規程」にて定める。

(社外取締役)

第11条 社外取締役はその任期を1年とし、毎年株主総会で選任される。

2. 社外取締役は下記の役割を担うこととする。
 - (1) 経営陣への長期的な視野での助言
 - (2) 経営の大きな方向性を決める意思決定への参画
 - (3) 任意の各会議体メンバーとしての役割
 - (4) 会社と取締役・支配株主等との間の利益相反取引の監督
 - (5) 専門的な知識、経験での助言
 - (6) 社内出身の経営陣とは異なる知見、経験からの助言

(独立性判断基準)

第12条 会社法、東証の定める独立性基準に違反しないことに加え下記の事項に該当しないことを基準とする。

- (1) 当該社外取締役の2親等以内の近親者が、現在または過去3年において、当社または当社子会社の業務執行取締役または、執行役員として在籍していた場合
- (2) 当該社外取締役が、過去3事業年度のうちいずれかの1事業年度あたり、法律、会計若しくは税務の専門家または、コンサルタントとして、当社から直接的に700万円を超える報酬（当社取締役としての報酬を除く）を受けている場合

(監査役会)

第13条 監査役会は、取締役・執行役員の職務執行の監査、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定、会計監査その他法令により定められた事項を実施する。

2. 監査役会は、取締役及び執行役員の職務執行の監査に必要な事項に関し、取締役、使用人及び会計監査人から適時・適切に報告を受けるとともに、会計監査人及び内部監査部門ならびに社外取締役と必要な情報を共有するなど、監査の質の向上と効率的な監査の実現に努める。
3. 監査役会はその職務を執行するため必要な基本方針、手続等について「監査役会規則」を、監査体制のあり方と、監査にあたっての基準及び行動の指針について「監査役監査基準」を定めその職責を全うする。
4. 監査役会の決議及び監査役の指示に基づき職務を実行する監査役スタッフは、監査の客観性を確保するために業務の指揮命令及び人事評価等について取締役から独立した体制とする。
5. 監査役会は社外取締役がその独立性に影響することなく情報収集力の強化を図ることが出来るよう、社外取締役との連携を行う。

(監査役)

第14条 監査役は株主から負託を受けた独立の機関として取締役・執行役員の職務の執行を監査することにより企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応えるコーポレート・ガバナンス体制を確立する責務を負う。

2. 監査役の選任、就任、退任、服務、報酬、賞与、その他の基本的事項については「役員規程」にて定める。

(社外監査役)

第15条 社外監査役は監査体制の独立性及び中立性を高めるために法令上その選任が義務付けられていること等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査役としての意見を表明する。

(育成)

第16条 当社は、取締役、監査役の就任に際し当社が属する業界、当社の歴史、事業概要、経営理念、経営戦略、経営計画等につき研修を実施する。

2. 各候補者の経験・知見等に応じて、財務・会計及び法務・コンプライアンス関連の研修を実施する。
3. 就任後は随時、より高いリーダーシップ力の発揮を目的として外部機関の研修等を実施する。
4. 後継経営陣の育成については、候補者を選定し戦略的人事ローテーションを実施し育成と見極めを行う。

第IV章 株主との関係

(受託者責任と株主の権利の保護)

第17条 取締役・監査役は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社及び株主共同の利益のために行動する。

2. 当社は、株主の権利を保護し、その権利行使を促進するとともに、平等性の確保に努める。

(資本政策)

第18条 当社が持続的に成長することが株主価値の向上に資することを認識し、成長投資を必要に応じ実施する。その為にリスクを許容できる株主資本の水準を保持することを基本方針とする。

(政策保有株式)

第19条 当社は、投資先との協働や情報共有等により当社・投資先及び双方のステークホルダーの中長期的な利益に繋がると考えられることを判断して政策保有株式を保有することもある。その有効性については毎年取締役会にて検証し見直しを実施する。

(議決権行使)

第 20 条 当社は政策保有株式の議決権を行使するに当たり、定型的短期的な基準で画一的に賛否を判断するのではなく、中長期的な企業価値の向上、株主還元向上に繋がるかどうか等の視点に立って、議案毎に個別に精査した上で判断を実施する。

(株主還元)

第 21 条 当社は、株主の皆様へ安定的な利益還元を実施しつつ、中長期的な企業価値の増大のため、海外事業展開、研究開発及び生産設備等の成長投資を必要に応じ実施し、株主価値向上に向けて最大限努力する。

2. 自己株式の取得については市場環境や資本効率等を勘案して適切な時期に実施する。

(株主とのコミュニケーション)

第 22 条 当社は株主との目的を持った対話を実現するため、双方向のコミュニケーションの実現に努める。

2. 当社は株主とのコミュニケーションの充実を図る為、問い合わせ窓口を管理本部とし管掌取締役とともに活動を実施する。
3. 株主との建設的な対話を促進する為の方針を下記に定める。
 - (1)株主からの対話の申し込みに対して、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で取締役または経営幹部が臨むことを基本とする。
 - (2)対話を通じて頂いた株主の意見・要望については、取締役または経営幹部へフィードバックするとともに、社外取締役にもフィードバックを適時適切に行い独立・客観的な視点からの課題認識を共有する。
 - (3)インサイダー情報の管理は、社内規程により厳重に行う。また、投資家等との対話に関しては、各四半期の決算日翌日から決算発表日まではサイレント期間とし、投資家等との対話・取材を制限する。

(株主総会)

第 23 条 株主総会は、議決権を有する株主によって構成される最高意思決定機関であり、取締役会は、各議案に対する賛否状況を分析し、株主の意思を適切に慮る。取締役は、株主との信頼関係を醸成するために、株主総会において、十分な説明を行い質疑応答を尽す。

2. 株主総会に関する対応は以下の通りとする。

(1) 招集通知を出来るだけ早く発送する。

(2) 招集通知は当社のホームページにて公表する。

(関連当事者間取引)

第24条 関連当事者との取引に関しては、その基準を企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」とし、取締役会において取引を承認する。

第V章 その他

(本ガイドラインの改訂)

第25条 本ガイドラインは基本規程とし、「社内規程・規則等の制改廃規程」に則り、取締役会の決議により改訂する。

沿革

2015年11月13日 制定

2017年 4月19日 改定